

江戸時代大坂の間屋とその金融機能

中川 すがね

はじめに

江戸時代後期の経世家、海保青陵（二七五五～一八一七）は大坂と貨幣の関係を次のように記した。「大阪は金が代る物なり、大阪の金は江戸の金とは大にちがひて皆代る物なり、つかふてはならぬ金なり、譬へば米屋の米、呉服屋の呉服物の通り也、己れが宿にて用ゆべきものにあらず、是をまはしてふやすものなり、利息をうまするもの也^①」。すなわち貨幣こそ大坂の商品。大坂商人の大名貸の担保として蔵米が大坂に回送されたことや、大坂の間屋が商品集荷のために独自の金融的な駆け引きをして商品を集荷していたことを思えば、海保青陵の指摘は当を得たものといえよう。実際に、江戸時代最大の商品で大坂第一の商品であった米の集荷量も、通貨量が増大しインフレ景気であった元禄・文政期に拡大したことが知られている。幕府の増鑄、

そして江戸後期に拡大した両替手形という商人信用に基づく信用通貨も、大坂の金融機能を支えた。

ところが大坂の間屋やその金融機能については曖昧なまま残されている部分が多い。安岡重明氏は「江戸中期の大阪における取引組織^②」において、江戸時代の大坂商業の変遷の見取り図を描いた。すなわち十七世紀前半には專業問屋またはそれ類似の取引組織が成立していた業種は青物・生魚・塩魚・鮎（川魚）・材木などに限られており、十七世紀後半には專業問屋も含め一般的な問屋制が成立したが、その主流は荷受問屋であった。また問屋のありかたとして、市場の拡大により荷受問屋から專業問屋に移ったという宮本又次氏の方向付けがある^③。またこれとは別に「国問屋」という問屋のありかたが指摘されており、安岡氏はその実態は未解明と留保付ではあるが、それは荷

受問屋であると仮定し、国問屋たる荷受問屋から專業問屋へという発展段階を想定した。こうした理解は近年の『新修大阪市史』第三卷^④で踏襲されている。

しかしこの国問屋、あるいは荷受問屋から專業問屋へという発展段階的説明は正しいのだろうか。国問屋はある地域の商品を委託販売するような万問屋なのだろうか。大坂問屋のありかたの変化は金融機能の変質を伴うことが想定されるが、それはどういふものだったのだろうか。また一般的には仕込問屋化により問屋の仕入銀貸付による産地の前貸支配がなされるように理解されているが、これは正しいのだろうか。本論では、こうした大坂の問屋の金融機能に関する問題について提起を行う。

第一章 「国問屋から專業問屋へ」という理解について

本章では、大坂の問屋のありかたが国問屋から專業問屋へ変化したという理解について検討する。「国問屋」とは何か。この名称は曖昧で、二つの意味で語られている。

まず特定藩の国産諸品を一手に荷受けする問屋のことを指す場合がある。宮本又次氏は国問屋について蔵屋敷に付属し蔵物を売り捌き納屋物も販売したとし、「かくの如きが本来的な荷受問屋の姿であって、薩摩問屋・土佐問屋及び松前問屋はその最も代表的なものであり、其他の国のものは一括して、余国問屋又は諸国問屋と称せられ

た。」^⑤と記述した。この前半部分の薩摩問屋等は荷受問屋の仲間として存在するが、後半部分の余国問屋・諸国問屋というのはよくわからない。もつとも領主が特定の国問屋や船宿を指定して、領内の商人荷物や船を差し向けることはしばしば行われた。佐伯藩は、宝永二年（一七〇五）に特産の干鰯の「定問屋」として大坂の干鰯商人を指定し、正徳元年（一七一）には旅船の荷物も含む集荷独占権を認めている。^⑥こうした領主指定の問屋は必ずしも「国問屋」と呼ばれたわけではないが、何何の国の問屋という意味で国問屋と呼んでもよいと思われる。

一方、「難波丸綱目」などの大坂案内書に「撰津国問屋」「撰津問屋」などと国名を付されて掲載される問屋があり、これも従来国問屋として論じられてきた。ところがたとえば安永版「難波丸綱目」^⑦では、前者の意味での国問屋「薩摩定問屋」「同小問屋」と後者の意味の国問屋「薩摩問屋同船宿」は別に存在し、その人名も完全に一致するわけではない。また熊本藩が天明六年（一七八六）十二月に「御国船定問屋」とした豊後屋次郎兵衛ら大坂の問屋六人は、安永版「難波丸綱目」からその内五人までが両種物定問屋であることが確認でき、六人の内には「肥後問屋」として掲載される者もいるが、同時に阿波・淡路などの問屋としても登場する。その理由は後で検討するが、ここではこの二つの「国問屋」は別ものとして扱うべきであることを指摘しておく。

次に、大坂の案内書類に載る「国問屋」とはどのような存在なの

か、検討しよう。まず案内書刊行の経緯を簡単に述べると、延宝七年（一六七九）に三月刊の『懐中難波すゝめ』⁹をはじめ類似のものが相次いで刊行され、以後改刻を重ねた。そして元禄九年（一六九六）に「撰州難波丸」¹⁰が「国花万葉記」の一部として企画刊行された。そしてその名を継ぐ形で、延享五年（一七四八）三月に「難波丸綱目」が出版され、これが寛延期（一七四八〜五二）・宝曆期（一七五一〜六四）・宝曆九年に修正改刻、安永六年（一七七七）に大改訂されて、天保十年（一八三九）まで改刻を重ねる。表1に代表的な案内書の一覧を載せ、いくつかの間屋をピックアップしてその人数を載せた。刊行順に各々の案内書で国問屋とされるものについて検討していこう。

まず表1の「懐中難波すゝめ」と2「増補難波すゝめ跡追」¹¹には、主に專業問屋が掲載され、国問屋の存在は薩摩問屋のみである。材木問屋が「土佐材木問屋付」「尾張材木問屋付」に分けられているように、問屋名称に地名が付される場合もあるが、これは專業問屋の中の間屋の分け方である。大坂では元和期（一六一五〜二四）末から材木市が始まり、材木買次先の名を取って紀州問屋・阿波問屋などと名乗る国掛りの材木問屋が各々を支配したといわれ、江戸時代初から專業問屋が成立していた。また1・2では個々の問屋について、「たはこ問屋 丹波 天神はし 丹波屋与右衛門」というように問屋名称とは別に地名が付記されている場合もあるが、これはその問屋個人の取引先の地域であろう。また專業問屋の内、同じ地域を取引先としても、二つ以上の商品の問屋を兼ね、ある地域の諸品を荷受けする方

表1 大坂の案内書と掲載される問屋（部分）の数

刊行期	書名	諸国		江戸買物問屋	北国買物問屋	塩問屋	塩魚干魚問屋	煎茶問屋	木蠟問屋	八百屋物問屋	生魚問屋
		問屋	船宿								
1 延宝7年 (1679) 3月	懐中難波すゝめ			17		7	19	15	9	20	16
2 同5月	増補難波すゝめ跡追			17		7	19	15	9	20	16
3 同7月	難波鶴			17		7	19	15	9	20	16
4 同8月	難波鶴跡追			17		7	19	15	9	20	16
5 元禄4年 (1691) 頃か	古今芦分鶴大全			32	20	8	19	18	16	35	37
6 元禄9年 (1696)	撰州難波丸	479		41	20	14	17	18	15	26 小53	37
7 延享4年 (1747)	難波丸綱目	1806	276	31	22	18	24	64	14	43	28
8 安永6年 (1777)	難波丸綱目	1143	304	31	20	22	30	6 小60	30	40	80

問屋的可能性のある問屋は存在しない。

これに対して、表1の3「難波鶴」^①や4「難波鶴跡追」^②では全体的に掲載者数が増加し、その中に伊勢問屋・石見問屋という地域名称を冠した問屋が現れる。伊勢問屋の一人である伊勢屋与右衛門が、表①の5「古今芦分鶴大全」では江戸買物問屋・北国買物問屋として掲載されることから、伊勢問屋は東海から関東、北国に商品を供給する問屋であつて、それらの地域から商品を集荷するのが本分の問屋ではなく、石見問屋も同様と考えられる。従つて3・4も1・2同様に專業問屋中心に記載されているといつてよいだろう。

5の「古今芦分鶴大全」^③は延宝九年頃に初版が出たとされるが、『古版大阪案内記集成』掲載の京都大学附属図書館本は内容から元禄四年頃のものとして推定される。この本の特徴は、西国大名の船印の一覧があるなど船関係の記事が増えたことで、「船宿同問屋付」として二十三の項目で多数の人名が掲載されることもその一環である。ただし「船宿同問屋付」は国別ではなく、「熊野」「豊前中津」といったより狭い地域や藩領や町、あるいは「西国」「北国」などより広い地域で分類されている。專業問屋はそのあと六四―一二四の項目に整理され、先に述べた薩摩・伊勢・石見問屋はこちらに含まれているので、專業問屋的な理解をされることがわかる。

6の元禄九年刊「摂州難波丸」^④でも、5同様「諸国船宿同問屋付」という区分があり、その掲載者数は5より増加して四七九名に及んだ。また「諸国船宿同問屋付」は国別に整理されて掲載されるように

なり、薩摩問屋や專業問屋でも「備前焼物問屋」など地域性が強いものはこちらに入られている。その他の專業問屋は「大坂名近諸職商人並諸問屋」の部に記載された。

このように元禄期刊行の案内書では船関係の記事が増えているが、これは延宝期の航路開発以降この時期に至つて、船路の概要としての大坂のありかたが成立してきていることを示している。表1からわかるように、5・6では江戸買物問屋の掲載者数がそれ以前のものより増え、北国買物問屋という北国筋の需要に応じる問屋が登場しており、北国・関東方面との取引が活発化していることがわかる。「船宿同問屋付」・「諸国船宿同問屋付」という項目の新設もそうした廻船輻輳状況に応じて船宿や船問屋といった新興商人が増加したことの現れではないか。船宿と問屋を分けて記載されていないので個々の商人が船宿か問屋かわからないが、「船宿同問屋付」・「諸国船宿同問屋付」など船宿が問屋より先に記されることや、6の凡例で「諸国船宿同問屋付」の商人を「問宿」と表現していることから、船宿が中心と考えられる。内容的にも、6の「諸国船宿同問屋付」の筑前の部分で「筑前」と書かれている商人と「同（筑前）船問屋」と書かれる商人があり、薩摩の部分で「薩摩」とのみ記される商人と「薩摩問屋」と記される商人があることを考えると、ただ国名のみ記されている大多数の商人は船宿である可能性が高い。また「西国」の項目に「しほ 江の子島西町 塩屋徳兵衛」として登場する塩屋は、船宿であることがわかる例である。そのことは塩屋が1～6の案内書に掲載

される塩問屋の内にも含まれないことから推定されるが、宝永期（一七〇四～一）末から享保期（一七一六～三六）にかけて江之子島・戎島近辺に群参した備前・小豆島・播磨の塩船の直売を取り締まる役に物年寄り任じられたことから判明する。享保十年の口上書によれば、塩屋は「西国筋塩船舟宿仕、并二当地惣塩問屋・仲買中ノ枩預り」である塩専門の有力船宿である。こうしたことから、6の「諸国船宿同問屋付」に掲載された商人は先に述べた「備前焼物問屋」などの地域性の高い専門問屋以外は船宿・船問屋を主体とし、それは幕府が流通統制のため享保十二年に把握しようとして「大坂三郷二有之諸国廻船之船問屋舟宿何町誰、何レ之国之船問屋舟宿仕候訳書付、切ル十日迄廻船会所へ可差出事」と命じた²⁰、その諸国廻船之船問屋・舟宿と考えられる。そしてその中には塩屋徳兵衛のように特定商品に特化したもの、あるいは塩屋が取り締まったような廻船と直取引する存在が含まれていたのではないだろうか。表1からわかるように、専門問屋の仲間によっては何らかの原因により構成員数が延宝期以来一定している場合もあるので、こうした仲間に含まれない船宿やそこから成長した新問屋が「諸国船宿同問屋付」に掲載されたと考える。国ごとに整理されているとはいえず、こうした商人を特定地域の諸商品の荷受を行う「国問屋」と呼ぶには問題があるだろう。

なおここで、『大阪商業史資料』所収の「正徳年間ノ大阪問屋」「正徳年間ノ大阪諸商仲買」という筆写史料と、これに関して論じられてきた議論にふれておかなくてはならない。この筆写史料は案内書以外

ではほとんどないといってもよい大坂の間屋の種類と数を知り得るもので、江戸中期の大坂経済を語るときによく取り上げられる。私はかつて本両替の史料との照合により、この史料は正徳期（一七一～一六）のものではありえず、延享版「難波丸綱目」の記載を集計したのではないかという疑問を呈したことがある。今回改めて『大阪商業史資料』史料の間屋・仲買の数と案内書を照合したところ、延享版「難波丸綱目」を寛延期に改刻したものに記載される間屋・仲買の数を数えた数字が最も近く、問屋の名称も一致していることが判明した。寛延改刻版で初めて登場する「周防岩国米穀并諸問屋・同米穀并諸船宿」「下米組合」が『大阪商業史資料』史料に載ることからも、寛延改刻版を参照していたことは明らかである。ただし筆写の誤りや集計の間違いと考えられる箇所などもあって、寛延改刻版とも完全には一致せず、『大阪商業史資料』の編者がどのような本を底本にしたのか謎である。しかしいずれにせよ、『大阪商業史資料』の史料を安永版「難波丸綱目」と比較して、正徳から安永期に至る国問屋の変化を見ようとした安岡氏らの議論は誤っているといわざるを得ない。ただ正徳を寛延と置き換えればこの間に大きな変化がみられることは確かだ、この原因を検討しなくてはならない。すなわち延享・寛延版「難波丸綱目」と三十年後の安永版「難波丸綱目」を比較すると、「諸国問屋并船宿」に記された問屋の数が四割減している。これについて安岡氏は畿内や西国といった関係の深い地域が特に減っていることに注目し、正徳（実際は寛延）から安永にかけて畿内や西南日本と

の取引が増加し、そのことが専門問屋の増加をもたらしたためとしている。これは正しいか。

延享四年に出版された表1の7の「難波丸綱目」は、6を踏襲して大坂商人の記載を「諸国問屋並船宿」と「諸商人之部 問屋・中買」に大別している。新しい点としては、「諸国問屋並船宿」と問屋が船宿より先に記され、船問屋と船宿が分離されて問屋の存在感が高まっていることが挙げられる。また「諸商人之部 問屋・中買」でも問屋と仲買が分けて記されている。7の凡例にも、「諸国問屋船宿国々を分て明細に其名所付を記し便宜を求るに得やすからしむ」、「商人ハ其品々の問屋中買を分て委細に其名所付を記ス」とあり、これは意図的なものであった。また表1からわかるように、「諸国問屋並船宿」の掲載者数は6の四倍にも増加している。まずは6から7にかけての「諸国問屋並船宿」掲載者数増加の原因を探ってみなくてはならない。

これに関しては、7では6でほとんど記載がなかった北国・山陰の問屋が一七五、関東筋の問屋が一六八、尾張などの東海の間屋も九八と数が増えていることが注目される。これは大坂が北国・山陰からの船を迎えて商圏の拡大があったことを示している。この時期に台頭したいわゆる「北前船」のもたらす商品を扱う諸国問屋や船宿が増えたのである。

しかし掲載者数の増加は大坂近隣や西国の諸国でもあるので、この増加には別の理由もありそうである。変動が最も著しいのは摂津であ

る。6の「摂州難波丸」では摂津という項目での記載はないが、7では「摂津国問屋船宿」として八八名の間屋と二五名の船宿が記載される。そこで表2に7の「摂津国問屋船宿」の間屋を掲載順にならべ、他の史料を補って家業を推定した。これから6から10にかけての増減の内容について考えたい。

まず問屋の掲載順であるが、最初に船場の間屋名があり、次いで西船場北部、島之内の道頓堀周辺、そして再び船場北部からそれより西の江之子島、堀江・中之島から西方の安治川・富島、そして天満・上町へと地域ごとに記載され、末尾の七九番目から八八番目は追加なのか地域がバラバラになる。そして各々の地域のなかではまず職種別、そしてその中では町ごとに人名がまとめて掲載されている。こうしたことから、職種がわからない者も前後の掲載者を見ればある程度推定可能である。たとえば表2の41の今津屋は前後40と42が塩魚干魚問屋であることから、同様に塩魚干魚問屋であると推定できる。これから7の「摂津国問屋船宿」の間屋八八名の内少なくとも六二名が専門問屋であることがわかる。特に多いのは生魚問屋二七軒、薪炭問屋十一軒、干魚塩魚問屋七軒、石問屋六軒である。いずれも摂津の特定の産物を扱う専門問屋である。

いくつか例をあげよう。冒頭の北浜一丁目の富田屋四郎五郎は、7では江戸買物問屋・関東筋問屋としても掲載されている。また1・6・10では江戸買物問屋、天保三年（一八三二）の『浪華買物独案内』には諸紙江戸積として登場するので、富田屋の家業は紙の仲買で

表2 延享版「難波丸綱目」の「摂津国間屋船宿」の間屋

	名 前	地 域	延享版「難波丸綱目」		それ以外の記載	推 定 され る 業 家
			摂津以外の「諸国間屋」	延 享 専 業 間 屋		
1	富田屋四郎五郎	北浜1 (船場)		紙屋仲買江戸組 / 江戸買物問屋 / 関東筋問屋	1・6・8江戸買物問屋 / 6江戸積紙買問屋 / 8江戸問屋 / 12諸紙江戸積	紙問屋
2	松屋宅兵衛	七郎右衛門町2 (船場)			8(下福島)摂津問屋	
3	鉄屋三郎兵衛	淡路町1 (船場)	但馬			
4	丹波屋太兵衛	備後町1 東堀 (船場)	和泉	(本町浜) たばこ問屋 新聞屋の分	8五組上葉たばこ古問屋	たばこ問屋
5	灘屋半右衛門	江戸堀5 (西船場)	摂津船宿脇浜		6(半兵衛)木問屋	薪問屋
6	銭屋徳兵衛				8摂津船宿	
7	熊野屋治右衛門				9俵物	米問屋
8	福島屋伊右衛門				6(猪右衛門) ざこば生魚問屋	生魚問屋
9	天満屋又右衛門	ざこば (西船場)	播磨・阿波・安芸・備前 和泉・播磨・淡路・備前・安芸・紀伊・備前・備後・讃岐			
10	天満屋長兵衛			生魚問屋	8摂津問屋・ざこば生魚問屋	
11	藤代屋七右衛門				8ざこば生魚問屋	
12	天満屋勘兵衛			和泉・紀伊	8(勘右衛門)ざこば生魚問屋	
13	小高屋新兵衛				8ざこば生魚問屋	
14	佃屋清七			和泉・淡路・紀伊・安芸・讃岐		
15	佃屋三郎兵衛			和泉・紀伊・備前・備後・伊予・安芸・讃岐		6(三郎右衛門) ざこば生魚問屋
16	永来屋彦三郎			土佐・伊予		6(彦左衛門) ざこば生魚問屋
17	福島屋孫兵衛	紀伊・和泉・播磨	生魚問屋	1ざこば生魚問屋 / 8ざこば生魚問屋		
18	八幡屋利右衛門 / 理右衛門	紀伊・安芸・播磨		8ざこば生魚問屋		
19	淡路屋善三郎	淡路・播磨		8ざこば生魚問屋		
20	伊丹屋勘兵衛	播磨		8ざこば生魚問屋		
21	薩摩屋小兵衛	淡路・播磨		8ざこば生魚問屋		

	名 前	地 域	延享版「難波丸綱目」		それ以外の記載	推 定 さ れ る 家 業
			摂津以外の 「諸国問屋」	延 享 専 業 問 屋		
22	尼崎屋伝兵衛	ざこば (西船場)			8ざこば生魚問屋	生魚問屋
23	松屋庄兵衛				6ざこば生魚問屋	
24	鯉屋新右衛門		淡路		6(新兵衛) ざこば生魚問屋	
25	天満屋惣右衛門/宗右衛門		和泉・備前・ 阿波・淡路・ 安芸・讃岐	生魚問屋	1ざこば生魚問屋	
26	柴屋藤兵衛	京町堀1 (西船場)				
27	赤穂屋久右衛門	両国町 (西船場)			8摂州・奥州問屋・ 北国材木問屋	材木問屋
28	伊賀屋七兵衛	薩摩中筋 町 (西船場)	播磨		6(本鞆町)干物中買	塩魚干魚仲買
29	播磨屋清右衛門		長門			
30	神崎屋伊之介/ 伊之助	敷屋町 (西船場)	土佐・紀伊・ 伊予・讃岐・ 淡路・和泉・ 阿波			
31	灘屋太郎兵衛	長堀10 (島之内)	讃岐・和泉・ 播磨	諸国石問屋	12諸石所	石問屋
32	江戸屋七兵衛			和泉・讃岐・ 播磨	12諸石所	
33	井筒屋善五郎		讃岐・和泉・ 播磨	諸国石問屋	12諸石所	
34	岡田屋五市郎				8(玉沢町五兵衛) 普請方石問屋	
35	堺屋佐兵衛	塩町1 (島之内)	讃岐・播磨	諸国石問屋		
36	山城屋八兵衛	道頓堀大 和町 (島之内)	和泉・備中		9和泉問屋・綿商売	綿問屋
37	渚屋弥兵衛		和泉			
38	淡路屋喜兵衛	久左衛門 町	淡路			
39	古座屋又右衛門	新天満町 2 (西船場)	石見・長門・ 淡路・阿波	塩魚干魚問 屋	1塩魚干魚問屋/6(江 戸堀5)西国船宿ふし	塩魚干魚問屋
40	古座屋又三郎		伊予・安芸・ 阿波		8塩魚干魚問屋	
41	今津屋惣五郎		伊予・長門・ 播磨			
42	市物仁右衛門		新鞆町 (西船場)	和泉・長門・ 豊後		
43	松屋善兵衛			油糟問屋		油粕問屋
44	大島屋太兵衛	油掛町 (西船場)			8(信濃町)摂津問屋・ 油糟問屋	
45	今津屋嘉兵衛/ 加兵衛	海部堀川 町 (西船場)	土佐・長門・ 豊前			

	名 前	地 域	延享版「難波丸綱目」		それ以外の記載	推 定 さ れ る 家 業
			摂津以外の 「諸国問屋」	延 享 専 業 問 屋		
46	樋口屋久松	権右衛門町 (西船場)	讃岐・播磨		8(長吉) 普請方石問屋	石問屋
47	薩摩屋半右衛門	立売堀北4 (西船場)	伊予・阿波・ 伊予国船宿	諸国薪問屋		薪問屋
48	福島屋孫右衛門	1747 江之子島東町 (西部)			8ざこば生魚問屋	生魚問屋
49	えひ屋庄兵衛		淡路		8ざこば生魚問屋	
50	砂屋市兵衛		播磨		5ざこば生魚問屋	
51	大島屋治兵衛	江之子島	播磨			
52	蠣屋喜右衛門	西町	播磨			
53	尼屋与市郎	(西船場)			5ざこば生魚問屋	
54	木屋藤兵衛	幸町4 (堀江)	和泉		12(四つ橋塩町浜角) 薪炭所	薪問屋
55	榎木屋清兵衛					
56	土佐屋新六				8摂津問屋	
57	淡路屋加兵衛 /嘉兵衛				13当時流行炭薪	
58	佐野屋徳兵衛				8土佐薪問屋	
59	土佐屋五郎左衛門	幸町5 (堀江)				
60	鴻池屋吉郎兵衛					
61	兵庫屋又兵衛	湊橋町 (中之島)				
62	木屋庄三郎	玉水町 (西船場)				
63	上倉屋九兵衛	安治川南1 (西部)			8(富島2) 摂津問屋	
64	平野屋弥七	富島1			11(1760年) 繰綿仲間	繰綿問屋
65	さこ屋源七	(西部)				
66	兵庫屋治兵衛	富島2	和泉			薪問屋
67	灘屋弥兵衛	(西部)	和泉			
68	高津屋幸七		和泉		8摂津問屋/ 10土佐薪新問屋	
69	いか屋土兵衛					
70	大黒屋利兵衛	富島1 (西部)	和泉		8(利介) 諸国薪問屋	
71	平ノ内吉兵衛	富島2 (西部)				
72	明石屋惣兵衛 /宗兵衛	天満瀧川 町(天満)	播磨・伊予・ 淡路		6八百屋物問屋/ 8八百屋問屋・摂津・ 和泉・播磨問屋	八百屋問屋
73	木屋市十郎	下福島村	備中		8江戸積酒屋	江戸積酒屋
74	富田屋九兵衛	相生西町 (上町)	備後		6(京橋・九郎兵衛) 木わた問屋	木わた問屋

	名 前	地 域	延享版「難波丸綱目」		それ以外の記載	推 定 さ れ る 家 業
			摂津以外の 「諸国問屋」	延 享 専 業 問 屋		
75	灘屋伊兵衛	京橋5 (上町)				
76	三木屋五郎兵衛	内平野町 (上町)	播磨・和泉・ 淡路		8和泉・播磨・摂津問 屋/11塩魚干魚鯉節 内平野町組合	塩魚干魚問屋
77	備前屋善兵衛		備前・淡路・ 阿波		8摂津問屋・塩魚干魚 鯉節内平野町組合	
78	さこ屋安右衛門		備前・淡路・ 播磨			
79	阿賀屋源七	ざこば (西船場)	淡路			
80	岸部屋徳兵衛	新戎町 (西船場)				
81	志布子屋甚兵衛	薩摩堀東 町 (西船場)	駿河遠江・ 阿波	関東筋問屋		
82	6屋仁兵衛	橋本町 (島之内)	兵庫灘日・ 紀伊			
83	灘屋忠三郎	安治川北 1(西部)			10土佐薪新問屋	薪問屋
84	明石屋鶴之介	江之子東 町(西部)	播磨・播磨 船宿明石・			
85	神崎屋伊右衛門	敷屋町 (西船場)			8ざこば生魚問屋	生魚問屋
86	阿波屋庄太郎	ざこば (西船場)	播磨・和泉・ 伊予・讃岐・ 備前			
87	土佐屋五郎兵衛	幸町4 (堀江)				
88	今津屋庄二郎 /庄次郎	ざこば (西船場)	安芸・淡路・ 備前	生魚問屋	1(かいや町) 生魚問屋	生魚問屋

※「それ以外の記載」欄の数字は、1～8は表1の案内書のNoを示す。9：三井文庫所蔵「日用留」1732年 10：安岡重明氏論文1775年 11：『大阪商業史資料』31 1783年 12：「浪華買物独案内」1832年 13：大阪府立中之島図書館所蔵幕末摺物

その江戸積問屋を兼ねたと考えられる。それが7に限り摂津問屋として登場するのはなぜだろうか。考えられるのは、富田屋は摂津名塩の紙を集荷していたということである。富田屋は7の「諸商人之部 問屋・中買」に記される紙関係の専門問屋・仲買の内には含まれないが、それは彼が紙問屋・仲買でないということにはならない。7では紙関係は蔵紙と「備中杉原厚紙問屋」や「石州脇紙問屋」といった一部有名紙の間屋、二五〇軒あるという紙屋仲買の一部しか載せておらず、本家株しか記載せずとわざわざ注記してあるからである。こうしたことを考えると、富田屋四郎兵衛は同町内で本家と考えられる富田屋伊左衛門が紙仲買として掲載されたので、「諸商人之部 問屋・中買」から省かれ、摂津地域から紙を集荷して江戸積みしていたことから「摂津国問屋船宿」に載せられたと考えられる。

同様のことが7の「摂津国問屋船宿」に多数含まれる生魚問屋についてもいえる。この内、福島屋と天満屋は「諸商人之部 問屋・中買」でも生魚の八軒大問屋として記されるが、それ以外の小問屋二〇軒余の人名は略されている。その小問屋に含まれると考えられる藤代屋・八幡屋・淡路屋・薩摩屋・尼崎屋らは「諸国問屋並船宿」に摂津国問屋として掲載されたのである。また彼らは摂津の漁師から魚を集荷する魚問屋と考えられるが、摂津以外の沿海諸国の問屋としても登場する。たとえば表2の15の佃屋三郎兵衛は7の「摂津国問屋船宿」で摂津・和泉・紀伊・備前・備後・安芸・伊予・讃岐の問屋としても登場し、これらの地域から魚を集荷したと考えられる。また長堀十丁

目「石屋の浜」の石問屋も摂津国の問屋として多数掲載されているが、彼らは御影石を産する摂津だけでなく、庵治石の讃岐、竜山石の播磨、和泉砂岩の和泉などの問屋を兼ねている。

また「摂津国問屋船宿」の中には本来の問屋仲間からすれば、仲買であつたり船宿であつたり問屋とは認められないような商人も含まれていた。7に紀伊国問屋として掲載された大島屋忠兵衛の場合は、安永二年（一七七三）九月の三町塩魚問屋の上申書によると、元来仲買であるが当時問屋の売掛銀を滞らせて取引はほとんどなかった。塩魚仲買の場合よくあるが、紀州に買い取ったために紀伊国問屋として載せられたのだろう。

このように、7の「諸商人之部 問屋・中買」が基本的には専門問屋記載の枠を守っているのに対し、「諸国問屋並船宿」には実質的に問屋的活動をしている者が記された。7の「諸国問屋並船宿」の問屋増加の原因は、北国・山陰地域の間屋の増加もあるが、数量的には「諸商人之部 問屋・中買」に掲載されなかった者が「諸国問屋並船宿」に載せられ、しかも取引先別に重複掲載されたことが大きく、かなり割り引いて考える必要がある。

次に表1の7から10への変化をみると、10の「摂州問屋同船宿」からは生魚問屋と石問屋が完全にのぞかれ、薪問屋の内にも除かれる者が出て、問屋は二三名に減少、船宿は二九名とやや増加した。減少した問屋の多くは「諸商人之部 問屋中買」に掲載された。10の「諸商人之部 問屋中買」では生魚問屋は七の三倍近い八〇名全員が掲載さ

れ、石問屋も諸国石問屋と普請方石問屋に分けられて各々全員が記されるなど詳しくなり、全体では專業問屋・仲買はあわせて二千人近く掲載数が増えている。その分「諸国問屋并船宿」の掲載数は減少し、重複掲載も少なくなった。

この背景として、延享から安永の間のいわゆる田沼期に仲間の株仲間化が進み、問屋・仲買・船宿等の中でそれをめぐる紛争や組織の整備があったことを指摘したい。生魚問屋は安永元年に株仲間化し、石問屋は明和七年（一七七〇）に二軒が株仲間として認可されてからそれ以外の普請方石問屋と分離した。さらにいえば、こうした株仲間の取立は幕府政策に基づくが、一方では大坂商人たちが延宝期以来の商業発展をうけて仲間組織の再編を志向して願株を行ったためでもある。仲間内の講・組合・内仲間などが出願した結果増株が行われた仲間が多かったことは、宮本又次氏がすでに指摘している。安永三年の塩魚関係者の株仲間化の前提には、「近來船付之浜々ニ、船方・諸買物商人又ハ雜喉類商・上荷宿・茶船宿、其外諸商売之者共、船頭等之所縁ニ随ひ、売荷物取捌候²⁶」という新興業者の台頭と取引の流動化があり、先に述べた大島屋忠兵衛などの仲買も含め様々な塩魚商人たちが問屋株を申請する事態となった²⁷。そして株仲間により再編をとげた仲間については、10の「諸商人之部 問屋中買」に委しく名が記されるようになったのである。10の「撰州問屋同船宿」の内には、油槽問屋の大島屋太兵衛・播磨屋太右衛門、薪問屋の佐野屋徳右衛門、天明うちこわしの際に襲撃された米商人の志布子屋弥三郎、京積油問屋の

〔長浜屋徳兵衛、塩魚干魚問屋の三木屋徳兵衛などが含まれているが、それはこれらの仲間が10の刊行段階で未だに流動的であったことを示すのではないだろうか。この内薪問屋の場合、幕末まで薪はいったん船宿が受取り問屋への輸送を媒介するなど流通面へ関与し、その直売が問題とされることも多く、問屋仲間自体天明期（一七八一〜八九）まで株仲間化されていない²⁸。そのために安永版「難波丸綱目」においても薪問屋として掲載される者と撰州問屋として掲載される者に分かれたと考える。

以上のことから、江戸時代前期の大坂の問屋のありかたとして、特定の地域の諸品を荷受する万問屋的存在としての国問屋が一般的に存在したと想定することは困難である。延宝期にはすでに多数の專業問屋が成立しており、その後大坂西部から興った船問屋・船宿の内に万問屋的なものがあつたかもしれないが、それも多くの專業問屋化していつている。また7から10にかけての案内書に見られる十八世紀半ばの諸国問屋掲載数激減は、短期間の間に国問屋から專業問屋へと問屋のありかたが変わったからではなく、新興商人が田沼期の株仲間化により選別されて既存の專業問屋とともに仲間に加わったことをあらわすのではないだろうか。安岡氏がこの問專業問屋化が進んだとしたことには結果的には同意するが、それは延宝期から一直線に進んだのではなく、その担い手の多くが延宝期の專業問屋以外のところから現れたことを強調したい。

さて、そもそも大坂案内書の類はある統一基準に基づく調査により

作られたものではなく、統計のないイメージ的な史料としては限界がある。しかし本論で行ったように個別の人名を精細に追うことで、当該期の商業の変化をみることは可能である。たとえば表1の7から10にかけて掲載者数が増加した越前問屋の場合、増加理由の一つは大坂道修町の薬種仲買で和薬種の集荷をする者が越前問屋として掲載されたためである。また生蠟問屋・両種物定問屋で、10で越前問屋としてあらわれる者がいる。諸品荷受問屋としてではなく特定の商品の問屋としてではあるが、十八世紀半ばに北国において大坂の商圏の拡大があったことの例証となる。

第二章 大坂問屋の業務と金融機能

大坂の間屋の金融機能に関しては、各問屋の研究で言及されるほか、「大坂商業習慣取調書」「大坂商業習慣録」「商業慣例調」など明治前期の旧慣調査があり、それに基づいた作道洋太郎氏の研究がある²⁰。最初にこれについて私なりの整理をしておきたい。表3は明治前期の旧慣調査から大坂の主要な問屋の取引についてまとめたものである。いくつかの間屋については仲間規約などから(一)内に補った。これから大坂の間屋の金融機能について、荷主に対する為替付・仕入銀、仲買に対する掛売の順に検討する。

(一) 為替付

大坂の間屋は、荷受に際して商品代の前貸をしている場合が多い

が、それにはいくつか種類がある。表3によれば半数近くの間屋がしているのは、荷主による商品確保時、ないし商品が問屋に着荷して売却される前に、予定価の七〇八割を支払う「為替付(荷為替・為換付・先為替)」である。これらは多くの場合利子付(炭一%、両種物一・五%、木綿一・五%)²¹の前貸であるが、問屋の注文荷の場合(畳表)や条件次第(炭)で無利子とした例も少数ある。十八世紀後半の間屋仲間の規定では、こうした為替付の利率やその決定方法が仲間として定められていることがある。

為替付貸付のタイミングは商品が問屋の元に到着後が多く、着荷後の為替付は当たり前に行われていたと考えられる。問題は着荷以前の為替付であるが、天保十一年(一八四〇)の薪問屋の上申書では、「諸国薪、山方仕入銀之事」の項目で、荷主から「跡荷物買入在之候故、銀子入用之由申候ハ、先為替として出銀貸遣」と荷主の後荷物がありとの申出により為替付をすると説明されており、後述する仕入銀と違い商品現物の確保が条件である。

この為替付の起源に関しては、元禄十六年(一七〇三)刊「立身大福帳」²²という浮世草子のなかで、堂島の米問屋が西国に穀物の買い付けに行く廻船商人の平兵衛という男に為替付を認めたエピソードがあるのを、石井良助氏が指摘している²³。浮世草子の作者はこれについて「誠に近頃までは問屋へ荷物を上せても、うねねば仕切をして、銀を渡すといふ事はなかりしに、次第に世間に新聞屋おほくなりて、荷もおこしそなる客へは、荷を見ぬ先から為替を請、又縁を求て相場

表3 明治前期の旧慣調査にみる大坂の主要な問屋の取引 ○：存在 利子は月利%

	仕入銀貸付	問屋着荷前の為替付	問屋着荷後の為替付	荷主-問屋決済	問屋-売先決済
漆問屋	○	○	○8~9割	売却後60日で残金仕切	入札/即払~60日・延手形30~60日
薪問屋	○船仕入銀・有利子	○月利あり	○月利あり	売却後仕切	仲買集価格決定/即払~節季60日延・節季前入金へは仲買へ利払
茶問屋	○敷金貸・翌年新茶で決済	○7割			地方1節季・半年ほど掛売となることも。(1736年60日払)
炭問屋	○山手金貸付・山担保(1840年0.6~1.5無利も/船賃月利1程度)	(1840年○)		相場立て問屋仲買年凝視ら立会い大体の目安相場定	1節季60日延・即払
鉄問屋	○利子の有無は契約次第		○7~8割利子の有無は契約次第	送荷・仕切値組は春秋2度が多く、年1度荷主主張仕切	鉄120日延・鋼180日延・銃即払
木綿太物問屋	○織場へ注文仕入の場合内金貸		○7~8割	送荷・内金を入れて残金は月末・半期・年末決算あり	両替金手形・為替延手形少
より糸問屋	○		○8割	売買後仕切	即払少なく貸金手形で決済
ごこば生魚問屋	○貸し込みがち			せり・卸売/即金仕切	28日メ翌月2~4日払・はつ・さいら即払
川魚問屋	(○大和銀文庫)			せり・卸売(中国筋)	即払・1節季延
天満青物市場問屋	(1775年先銀貸付)			(1771年即金仕切)	即払・1節季60日延
三所綿問屋	○農家			(仲買)即金	
唐薬問屋		○			
土佐問屋		○まれ7~8割	○7~8割	売買ごとに決済、為替付ある場合半年・1年決済も	30日延・即払1%引
松前問屋		ほとんどなし	○まれに8~9割	売買限	
北国問屋			○7~8歩	売買限・月末・3ヶ月以内	
瀬戸物問屋			○	仕入荷・即金/送荷・耀売	
畳表問屋			○仕入荷無利子	荷主登坂時値組残金渡	
七島青筵			○注文品8割	送荷は仲買評価・荷主登坂時仕切	

	仕入銀貸付	問屋着荷前の為替付	問屋着荷後の為替付	荷主－問屋決済	問屋－売先決済
生蠟問屋			○7～8割	多荷入札・少荷すあいによる照会・仕切込という買取あり	30日延、内金入れて端書受取
材木問屋			○7割	せり・入札・小向売(相対9/6節季決済 荷主請求により売買ごとに決済)	節季払
砂糖問屋			○5～7・8割		即払・3日延まで
塩問屋			○7割まれ 利子有	即金仕切	30日延
菜種綿実両 種物問屋			(○1788年8 割、利子月 1.5)	即金仕切	即払・3日延
納屋穀物問 屋			○揚置の際 内金あり		元来即払・10日延・内 金入20日延
糠問屋				(仲買)即金	即払・近隣農家掛売
紙問屋				仕入・入札/即金	延払
石問屋				仕入・即金	
藍問屋			(○1824年 上6割～下 無、利子 1.5)	即金仕切・延は 相対	
米穀問屋				即金仕切	
肥物問屋				仕切込の買取も あり	即払～30日延・売買 端書
煙草問屋				送荷長堀市売即 金	上葉即払(口銭引)・ 番葉30日延
呉服社壺番 組					1～6月延・両替手形 利用
綿問屋				即金・買取あり	
出油問屋					2日後払
竹問屋				入札	即払
和薬問屋				送荷	1節季延
塩魚干魚問 屋					即払・多少の猶予も (1791年30日延)
乾物商				即金・買取・送 荷・注文品など 多様	1節季延

状をまきちらし、(中略)客も大事の荷物を預る宿なれば、第一銀の手まはし悪敷問屋へは荷をおこさず。それゆへおのづから我一と、客の元手を問屋よりあてがう様になりゆき、客も目をふさいで、問屋のさしのふとひも、銀の歩の高ひも気のつかぬ貌して、迎もつまりには、問屋の手代をする合点、とかくは金銀づくの世にぞ有ける。」と評している。この史料は、前章でも述べたように元禄期前後に新問屋の増加があつて、商品をめぐる競争が激しくなつたことから、仲買売却後に仕切をして代金を払うという慣習が変化して、為替付が開始されたことを示している。「荷を見ぬ先から為替を請」とあるので、問屋着荷の商品については当然為替付を行つていたと思われる。

「立身大福帳」も記すように、為替付により廻船商人や荷主は資金を大坂問屋に頼るようになり、問屋は手数料の増額や利子取得が可能になつた。³⁵ また幕末では為替付が行われた場合、商品代の仕切決済が売買時から半々一年と伸びる土佐問屋や木綿問屋の場合もあつた。この場合は問屋が荷主から商品代を当座に預かる形となり、これは一般的に無利子のため問屋に有利であつた。

(二) 仕入銀

次に問屋の仕入銀の貸付を検討する。表3では問屋が荷主に對して商品の「仕入銀」「敷銀」「仕送り」などとして資金を貸し付けるケースは為替付に比べるとそれほど多くない。漆・薪・茶・炭といった山方、生魚・川魚・塩魚といった海方の漁師や農家に対する小口貸付が多く、本来的には零細で環境に左右されやすい業者が対象と考えられ

る。たとえば次章で取り上げる川魚問屋は江戸中期には小口の荷主である近隣漁師や撰津などの近隣地の荷主に對して「仕送り」を行つていたことが、寛保元年(一七四一)の雑喉場との争論後の六月十二日に九条・上下福島村などの漁師が大坂町奉行に訴願した件からわかる。³⁶ 漁師たちは「是迄雑喉場問屋共二而仕送りヲ請渡世仕来り候所ニ、此度右三品京橋問屋共へ被為 仰付、私共初而京橋売買之場所へ被出候共、京橋問屋仕送り不申、及渴命候由」、すなわち元来雑喉場問屋に魚を売つて仕送りをしてもらつていたのに、新規に川魚を売りに出た川魚問屋が代錢以外の仕送りをしてくれず困窮していることを訴えている。川魚問屋の仕入銀貸付拒否はこれらの漁師が争論以降の新規の荷主だつたため、町奉行も仕入銀問題は問屋・漁師間の「相対」の問題として取り上げなかつた。しかしそれが訴訟になつたのは、当時漁業関係者の間で問屋の仕入銀貸付が一般化していたためと考えられる。従つて漁師に對する仕入銀貸付一口は少額だつたにしろ、その総額は多額に上つた。安永三年(一七七四)六月に三町塩魚問屋が大和屋善右衛門の塩魚干魚鯉節問屋株新設に反対した際、大和屋が十貫目を漁師・廻船に對する仕入銀として提供するとしたことに對して「東西南北国々之漁場、壹ヶ年ニ拾貫目内外之仕入銀ニ而、漁業之者共不漁之土地相統可相成儀共不奉存候」とし、自分たちで「他借」をしても漁方への仕入銀をする決意を述べている。³⁸ さらに在地商人の台頭とその直売との競合から、大坂問屋が仕入銀が投入するようになった茶の例もあるが、小松和生氏も指摘しているようにこれは天

明期以降に丹波山方で見られたもので、すべての産地で行われたわけではない。³⁹⁾

また間屋は注文で商品を送らせる場合、荷主に仕入銀を貸し付ける場合があった。江戸後期の木綿間屋布屋安兵衛の場合、生産者・在方仲買から荷受した布に関しては「買帳」、注文を出して送らせた布に関しては「仕入帳」と帳簿を分けているが、前者には布屋の借、後者には貸がある。⁴⁰⁾これは資金を有する荷主の場合、木綿間屋は荷主に一般的に現銀払か延払により代金を支払ったが、注文仕入の場合は前貸銀を貸す場合があったからである。

これに加え、江戸時代後期には間屋が廻船業者に対して、高額かつ独立した証文のある仕入銀の貸付をする例が見受けられる。この廻船に対する貸付は薪間屋も薪荷物を質物にとつて行っていたが、廻船業者への貸付は船質とも言われ、必ずしも仕入銀とは認識されておらず、明治の旧慣調査で見逃された可能性があり、表3では少ないが、他にもあったと考える。特に十八世紀半ば以降の内海船や北前船などの地方の買積船の出現を考えると、出買をしないタイプの大坂の間屋がこうした地方廻船に仕入銀を貸した可能性も探ってみるべきだろう。

一例を挙げると、次章で委しく取り上げる幕末の川魚間屋備前屋の文書の内には、備前児島などの廻船業者に対する数十両から数百両に及ぶ廻船仕入銀の貸付証文が多数残っている。嘉永七年(一八五四)に定められた「仲間規定連印帳」によると、川魚間屋は「間屋中他国へ

出買ハ不相成候」と出買を仲間として禁じていた。⁴¹⁾遠隔地で獲れる鰻を集荷するには魚運搬に特化した廻船を利用する必要があったのである。また大坂川魚間屋では仕入銀ある荷物の他所売に対して大坂町奉行所に訴訟を起こし有利な成果を得ている。一般的に江戸時代には商品の所有権の移動時期は曖昧であったが、仕切すなわち代金決済をもって荷主から間屋に移るとするのが当を得ているとされる。⁴²⁾しかし少なくとも幕末の大坂では、間屋の仕入銀は商品の所有権を担保するものと認められていた。ただし訴訟の頻発は、現実にはそれが安定したものでなかったこともあらず。為替付にしろ仕入銀にしろ間屋にとつてリスクがあるのは確かで、廻船業者が為替付や仕入銀を借りながらより有利な売先に荷物を売却したり、商品価格の値下がりにより間屋への返済分を確保できず債務化したケースは多い。

こうしたことから、江戸時代後期には為替付に加えて仕入銀が加わり、間屋の金融機能は高まったと考える。これは移出入のバランスから大坂の金融機能の減退を想定する安岡重明氏の考えとは異なる。ただ為替付にしろ仕入銀にしろ、それが一般的にいわれる「前貸支配」というほど強いかどうかには疑問の余地がある。

(三) 掛売

次に間屋の対仲買・地方商人などの売先に対する掛売―商品先渡し―の延払―について検討する。作道洋太郎氏は大坂の信用取引の中心はこの延売買にあり、この慣行を基盤に手形が広く用いられるようになったとする。⁴³⁾確かに表3をみても、幕末期のほとんどの間屋・仲買

間で掛売が行われている。

こうした問屋の掛売は江戸時代前期からあるが、古くは盆暮の二節季と考えられ、大坂近郊農村では幕末まで二節季が中心である。⁴⁵しかし大坂の問屋―仲買間では、江戸時代後期には五節季ないしそれに加えて二ヶ月を支払期限とする六節季制度が基本となった。漆商たちが節季日に銭が足らなくなり、銭さしに不足銭があるとして大坂町奉行に訴えた最初は、元禄十六年（一七〇三）九月二日であるので、⁴⁶十八世紀初の大坂では短期の節季が特定の仲間をこえて一般的になっていたと考えられる。

ただし魚市場・川魚市場などで本来的に行われていた即払や短期の支払も、江戸時代前期に一部節季払に変更された。享保十四年（一七二九）の日向材木問屋「住吉講」の取り決めでも、仲買に対する材木の付売（市売）代は現銀、入札代は三十日であったのが、「中年より用捨」して五節季に十月晦日を加えた六節季となったとしている。⁴⁷川魚問屋も仲買に対しても「買方商人江老節季之仕送り」といわれる川魚代の掛売をしており、その期間は本来十日目皆済であったが、後に六節季払となったといわれる。⁴⁸大坂では江戸時代中期までに代金延払のタイミングが二ヶ月程度に収斂されていったのである。

明和七年（一七七〇）刊手島堵庵『町人身体柱立』は、⁴⁹「往古上代の節は米一石に付十五匁或は二十匁位、其外万物ともに下直なる時節は、世間ゆるかしく、貸借日合算用手形證文なしに一切の事終らしに、だんだんと下元の節になり下り、近年万物二十倍の上高直に相成

り、其上二季の払を五節句にちぢめ、五節句を又月払とし、其上を右より左へ取替る様に、世の中次第にせはしくなり下り候」と、従来の盆暮二節季から五節季へ、さらには毎月払へと支払時期が早くなっているとしている。これは注目すべき指摘で、十八世紀後半以降、五・六節季が毎月払、さらに即払へと掛売期間が縮まる傾向が見いだされる。そしてそれは先に述べた替付・仕入銀の貸付増大と関連していた。

たとえば茶問屋―仲買間では享保期頃までには六十日目払の一節季の掛売が行われていたが、天明七年（一七八七）三月には問屋から仲買伊勢講へ「是迄茶売代銀六十日間二銀子申請候、近年時節困窮之砌二御座候テ銀子不廻リニ付甚難渋仕候依之丹州筋儀引之儀御用捨被下度奉願上候、此儀私共山方へハ銀子先納致客方送り荷物ハ一々為替附ニテ銀子繰合出来不申殊之外難渋仕候、右儀引之儀御承知被下候ハ、其余ヲ以テ銀子繰合セ仕度候尤御商内仕候日限より五六日之内ニ銀子御渡被下候ハ、前々之通儀引被成御取引被下成候様」という申し入れをしている。産地へ仕入銀や為替付をすることが困難なので「儀引」という仲買への優遇措置をやめるか、仲買からの代銀支払を節季払ではなく取引の五、六日後にしたいとしているのである。それより前の延享元年（一七四四）四月には、茶問屋が仲買の節季払の延滞により産地への為替付送金が遅れると問題にしているので、⁵⁰仲買への掛売と荷主への貸付はぎりぎりの所でバランスを保っていたと考えられる。寛政九年（一七九七）八月に組織された日向茶問屋住吉講と仲買の間

で結ばれた「茶一件仕法之定」では、美美津茶などについて三〇日切の支払では三分口銭、即払の場合は二分を引くなどの措置を取っており、一節季の掛売の慣習が変更されている。他仲間でも「間屋手元二寄、即銀取集之儀者畢竟融通合之儀二付」と、節季より早い支払や即払には仲買に歩引するケースがある。

このように間屋の仲買に対する掛売という金融機能は江戸後期にはむしろ後退しがちであった。そしてこれが大坂の仲買に与えた影響は大きかったと思われる。大坂の仲買が問屋から仕入れた商品を農村部に販売する場合、大坂の短期の節季と農村部で続く盆暮二節季の慣習との間で矛盾が生じ、仲買の負担が大きい。十八世紀に節季時に仲買から問屋への支払い未済金の累積が多くの問屋仲間の問題となっているのも、こうした事情が関係しているのではないだろうか。先に述べた茶問屋の例もそうであるが、薪問屋では天明四年（一七八四）八月に節季における仲買の延滞や値引きについて取り決め、毎月末の節季私の塩魚問屋に至っては、元文二年（一七三七）八月、安永八年（一七七九）二月、天明七年（一七八七）八月、寛政三年（一七九一）正月、文政二年閏四月と、繰り返し問題となっている。この内寛政三年の間屋の仲買への掛け合いでは、「払方御勝手を被成候衆中在之、毎晦日節季毎、問屋共銀子繰合致相違、兩替方他借方取引不都合二相成、甚難渋致候」とし、月末節季の仲買の代銀滞りが、兩替手形の使用や他借により成り立っている問屋の経営を圧迫しているとしている。大坂本兩替の収入の中心が振手形の過振分につく日歩であること

を指摘したことがあるが、こうした手形を媒介とした兩替商金融の発達は問屋の前貸機能の高まりと無関係ではない。そして問屋が必要な前貸資金を確保し、兩替手形の決済を無事すますためには、掛売は減退せざるをえなかったのである。

第三章 仕込問屋化と金融機能

さて第二章で検討した問屋の金融機能やその変化は、問屋のありかたとどう関係していたのだろうか。表1からは問屋の業務にいくつかのパターンを見いだすことができる。第一に荷主が送ってくる送り荷を仲買に委託販売する荷受業務。これには荷主が裁量して問屋に送る「送り荷」（送り附）と問屋があらかじめ注文をして送らせる「仕入荷」（買注文）がある。後者の場合、すでに述べたように問屋は仕入金貸付や、為替付の利子免除などの優遇措置をとることがあった。また問屋の業務には「仕切込」といわれるものがあり、問屋着荷後仲買への販売前に商品を買収した。これを宮本又次氏にない仕込問屋と呼んでおこう。問屋のありかたは前者の荷受問屋から後者の仕込問屋へと変わったというのが古くからの通説である。ただ幕末期にあっても荷受と仕入は一人の間屋が並行して行う業務だった。「商事慣習諮問報告書」でも、「実際に於て問屋は十中の七八は荷主の委託販売をなし、自己に買取るは十中の二三に過ぎず。」として、荷受業務こそ問屋の本質であり、卸売業務は一部であるとしている。

それではこの二つの業務は、問屋にとってどのような意味を持つのだろうか。大坂の木綿問屋布屋安兵衛の場合、弘化五年正月の決済時に一万八〇一九反の木綿を「有物」の資産として持っていたが、一月から十月の売り上げ四万八一二反よりは少なく、並行して行っていた荷受なしには経営は成り立たない。天保末から弘化にかけての布方の元銀に対する収益率は四〜一八パーセントと変動が大きく、荷受の口銭が三パーセントであることを考えれば、前貸による利子の取得の他に、自己裁量による布の買入と販売が利益を生み出していたと推測される。宮本又次氏も「この方（仕込問屋）が多くの利益を得られたからであり、地方地主（荷主か）も亦迅速に商品を捌き得、且つ代価決定が公正なりしたためであろうと考へられる。」と収益面と売却の合理性から説明しているが、それは唯一の理由だろうか。それではなぜ荷受が同時に行われるのだろうか。

本章では仕込問屋化が進んでいた大坂川魚問屋⁶⁵を例に、問屋の業態とその金融機能を検討する。大坂川魚問屋は慶長期（一五九六〜一六一五）に遡る由緒を持つが、寛保元年（一七四一）の雑喉場海魚市場との争論を経て川魚市場における鮒・鯉・鰻の三品の独占的市売権を認められた。取扱商品は、元来大坂湾岸地域の近隣漁師や近隣農村の水田漁撈の収穫物だったが、十八世紀以降は鰻の蒲焼の流行から都市需要が増加し、鰻が備前岡山の児島湾の村々や筑後川下流域の佐賀郡大宅間・柳川・大野島・久留米等の遠隔地から生船によりもたらされるようになり集荷圏が拡大した。万延元年（一八六〇）に大坂町奉行

所に宛て川魚問屋が提出した「乍恐口上」⁶⁷によると、「元来川魚之内、鰻之義者、当表近辺ニ而取上ケ候品者極聊之義ニ而、多分西国筋并九州等より積登り候荷物ニ而渡世取統罷在、就中寒冷之時候より暖氣ニ相成候迄者、何方ニ而も少々宛之漁事而已ニ而、多分秋方出水之折取上ケ候魚、其国々ニ集メ置、追々当表へ積送り、冬分より春方迄之手当ニ仕候」とあり、鰻は大坂近辺で捕れる量が少なく、多くは西国筋や九州からもたらされること、冬期は漁獲量が減るので、秋に獲れる下り鰻を地元で貯えて少しづつ大坂へ輸送していることがわかる。鰻は回遊魚で季節性があるが、四季を通して需要があった。また鰻の価格は安政六年（一八五九）段階で一キロ四五三文と、鯉（二七九文）・鮒（九三文）と比較しても圧倒的な商品価値を有した。⁶⁸

大坂川魚問屋文書「仲間諸用留」・「通達（帳）」⁷⁰などから、幕末段階での大坂川魚問屋の機能を抽出すると、川魚売買業務、商品代の決済とそれに関する貨幣両替や貸付などの金融機能、商品売買に関連する便宜の提供（いけすでの魚の保管、活船での輸送、荷主へ食事の提供）、また価格等をめぐる荷主と仲買の交渉の仲介などがある。川魚売買に関しては荷受と仕入を行っていた。これは幕末維新期商業に関する調査である「大坂商業習慣録」⁷¹や「大阪問屋商況提率表」⁷²からも、明らかである。前者は「川魚問屋は往古より五人ありて、市場を京橋北詰相生町及び江戸堀下の鼻等の二箇所⁷³に設け、河内・和泉・摂津等の近在より売出す川魚及び諸鳥類・野菜等を引受け、一切之を糶売となし、又中国筋より輸入の分は問屋に於て一切之を買取り」と記

し、後者も「明治元年迄ハ河内・和泉府下近村ヨリ持込ノ魚類ヲ糶売シ、其他諸国ヨリ輸入ノ分ハ間屋ニ於テ一切之ヲ買取ルノ習慣」とする。つまり市場への着荷と間屋の浜先への着荷があり、前者は近隣からの小荷で荷受後すぐに糶売されるが、後者は近隣漁師の荷もあるが、中心となるのは遠隔地からの大荷―鰻―で、一旦間屋による買取が行われる。

川魚の荷受とその後の売却方法について述べる。まず本来的な川魚市場への着荷に関しては、「撰津名所図会」の京橋川魚市場の挿絵が参考になる。これには京橋の欄干近くの露天で、間屋の使用人らしき者の世話で盥に入れた川魚が仲買に糶売される様子が描かれている。京橋川魚市場は純粹な糶⁷³市売の空間であった。また安政期の「撰津名所図会大成」には、京橋市場での糶の様子が「佃・大和田の漁師江河池沼に諸魚を漁り朝毎ニ持来りて市に販く、其交易いと目ざまし、諺に云、市の次第ハ鰻をもつて第一番とし、鮒を二番とす、鰻を三番として、夫より其余いろの川魚を売たて、就中鮒をもつて終りとす」と記されている。独占権を認められた三品の内本来的な商品であった鰻・鮒から糶始め、鰻・諸川魚・鮒と進行したことがわかる。このように近隣からの市場への着荷は、すぐに川魚間屋各自が糶売して仲買に売却した。そして「漁師方取引者其日限り仕切帳相渡し候ニ付、帳面後年相用ひ候心得無御座」と、間屋は仕切帳を作成して魚代金を漁師に即払した。また既述したように、川魚間屋は仲買に六節季の掛売をしたので、最長二ヶ月間商品代を無利子で立て替え川魚取引に便宜

を計らっていたのである。

なお川魚市場に付いた荷物は本来的には間屋仲間と相談して分荷を行い、売買額に応じて口銭を分配することになっていた。文久三年（一八六三）末に着荷した大栄丸の場合、備前屋久右衛門が口銭を半分取り、残りを間屋五人で分けている。ところが幕末には市場に着荷しても特定間屋の糶にのみ荷物を出す荷主が存在し、間屋から「定客（定荷主）」と呼ばれている。たとえば安政六年五月に川魚間屋佐野屋虎之助は、当時野田村漁師全体を川魚間屋鮒屋庄右衛門が定客としていたのに対し、従来自分の定客であった分の野田村漁師を糶に招くことを希望して、鮒屋と「覚」を取り交わしている。市売の場で個別間屋の荷受独占権が強まっているのである。こうした「定客」に対しては、間屋は前章で述べたような「仕送り」をしていたと考えられる。

次に特定の間屋の浜先への着荷であるが、寛保元年五月の「間屋定」に「間屋ニ付来り候荷主、寛保元年五月廿一日之後外之間屋へ荷物付ケ候者、口銭其付来り候間屋へ水上勘定ヲ以是ヲ可取候」とあり、当時すでに間屋浜先への着荷があった。これも「定客」の荷物といわれているが、市場への着荷と違い糶は行われず、着荷先の間屋が「値入」して買い取り（買い取られた魚は「懸魚」という）、「下魚仕切」によって現金ないし為替による支払が行われた。これは仕切込であって、為替付業務は確認できない。また間屋の値入は「定着値段」と呼ばれ、嘉永七年三月の「仲間規定連印帳」では「間屋浜先へ着船

之分者、外問屋直入不相成候事」とこうした荷主に対して他の問屋が相場情報を与えることも禁じられ、他者の干渉を排除してその問屋独自の裁量で決められたから、問屋には思惑による利益獲得の可能性があった。そのため川魚問屋は定客を獲得しようとしたが、競争を避けるため問屋仲間としてその管理を行っていた。問屋浜先への新規の着荷はその問屋一己の判断での引き取りは許されず、問屋仲間にも都合がないか照会することになっている⁸⁰。定客を獲得した問屋が問屋仲間に対して補償金を出す例もあつて、備前和氣郡名田浦の吟蔵が川魚問屋備前屋久右衛門に定客となつた際には、問屋仲間熟談の上で備前屋から仲間銀一〇貫目を出銀することで決着した⁸¹。また定客となる側も、問屋に敷金を預けることを要した⁸²。

では遠隔地からの鰻荷主や船頭らがこうした問屋浜先着荷の定客となる利点は何か。多量の生鮮食料品の持ち主としては糶を待たずに着荷後すぐの買入が保証されているのは魅力であろう。さらに敷銀を問屋に納めていることから定客が資金面でのサポートを受けていたと考えられるので、問屋浜先の定客にも問屋の仕入銀貸付があつたと考えられる。ただ漁師と違ってその額は大きく、独立した貸付証文が作られている。川魚問屋備前屋が生産地荷主や廻船業者に鰻の仕入銀を貸した際の借用証文は数十両から数百両に及ぶ額面であり、集荷した鰻は備前屋以外に売却しない旨が記されている。仕入銀は荷物を潤沢にするとして川魚問屋仲間で奨励され、「仲間仕入帳」に記載されて仲間として管理されていたが、それはあくまで問屋同士で仕入銀のある

荷物を侵害しないためである。問屋と特定の荷主の個別的な関係が深まるがゆえに、仲間としての調整機能はむしろ強まっていくといえよう。

また「懸魚」の仲買への売却も、「且又西国九州筋より運送之荷物ハ多数之儀ニ付即日市場所ニ而難相捌、依之両市場之立直を以目方売買仕候」と、糶売ではなく、川魚市場の立直（基準相場）により、目方いくらの卸売がなされた。こちらは荷主相手とは異なり、各問屋の自由な裁量ではなく、仲買らが川魚市場で糶により建てた相場をもとにしている。幕末の川魚市場での鰻の重要性を考えると、おそらく実際の取引額ではこの懸魚の卸売に比重が移っていたと考えられる。それでも市場の持つ基準相場決定機能は生きていた。その意味で、川魚問屋にとって卸売の円滑化のためにも市場での荷受と市売はなくてはならないものであつた。

注目されるのは、尼崎でも魚問屋らが弘化二年（一八四五）から諸魚の「下売」「量掛売」が始めたが、幕末まで糶売である「市売」を望む仲買と「下売」を望む問屋の対立が続いたことである⁸³。大坂の川魚仲買にとつても市場に出される商品の減少は好ましくない筈だが、尼崎のような問屋と仲買の表だった対立は記録されていない。むしろ仲間再興後に川魚仲買が特定の問屋へ付属する動きがあらわれていることが注目される。安政五年（一八五八）七月、備前屋久右衛門に対して、船生洲の網彦・新町の川魚料理屋大金などの仲買二人が、当時川魚が払底して価格が高く渡世が難しいことを理由に挙げて、敷金

を納めて約定を結んだ。⁸⁶⁾ この約定では、備前屋は浜先に川魚が着荷すれば彼らに知らせ、できるだけ安い値組みで必要な者に公平に荷を分けるよう手配することが決められていた。つまりこれは備前屋の浜先着荷の「懸魚」を特定の仲買に有利に配分するための取り決めなのである。そのかわり仲買は備前屋に代金を節季払ではなく即払し、不納の際は敷金から差し引くことを約束している。また問屋口銭も、当時市売のそれは取引額の5%を荷主から、7%を仲買から取り、計一二%であったが、⁸⁷⁾この場合は仲買からの口銭が三%高い一〇%と定められ、備前屋は一五%の口銭を獲得できた。全体として備前屋に有利な取り決めで、この内容を他の問屋に通することも禁じられており、川魚問屋仲間の規定に背くような事態が進行していることがわかる。なぜこのようなことが可能なかという点、この時期大坂の川魚仲買がほとんど川魚料理屋や鰻屋などの自ら川魚を大量に消費する小売的存在であったことが関係している⁸⁸⁾と考える。料理により付加価値をつけて売り出せるので、不利な取引条件を呑んで商品の確保を選んだのではないだろうか。

以上のように、幕末では、市場での荷受にせよ浜先での仕切込にせよ、川魚問屋と「定客」という特定の荷主の関係性が強まっている。特に問屋の浜先という本来の市場以外の私的な場所で仕込問屋化が進んだといえるが、それは遠隔地にまで流通圏が拡大した鰻と深い関係があった。廻船業者や荷主に対して高額な仕入銀を貸して商品を確保する必要が生じたことが、幕末の川魚問屋をして為替付の段階を超え

て仕切込をする仕込問屋の側面を強めたのではないだろうか。そして商品の多くが問屋の所有となったことから、問屋と特定の仲買との関係も強まり、目方売による卸売業務がなされるようになった。その中で問屋は有利な立場に立っているように見えるが、市場本来の機能である価格決定機能は保持されており、市場での荷受・糶売は継続されていた。また問屋の有利性は荷主に対する金融機能に支えられており、資金回転面でかなりのリスクを背負っていたと考えられる。大坂川魚問屋文書の中に備前屋が貸し付けた鰻仕入銀が滞った証文が多数含まれていること、備前屋が系列の仲買に対して掛売を行わない取り決めをしていること、これらは川魚問屋の仕込問屋化が本両替仲間金融のバックアップをもつても楽な道ではなかったことを示唆している。

おわりに

本論の目的は江戸時代の大坂の間屋についてよくわかっていない曖昧な部分はどこなのか明らかにすることである。結論として、問屋のありかたに関しては、特定地域の諸品を荷受する意味での国問屋は薩摩問屋などの少数に限られ近世前期に一般的に存在したとは想定しがたいと考える。また延宝期(一六七三〜八一)から元禄期(一六八八〜一七〇四)には船宿・船問屋から新興問屋が成長したことを提起した。その時期に問屋の為替付が始まり、十八世紀後半以降仕入銀の貸

付が本格化するが、それは地方廻船の台頭と関係していた。また問屋の前貸機能が高まるにつれて資金繰りの面でリスクが高まり、そのことが仲買に対する掛売期間を短縮させた。また最後に川魚問屋を例に仕込問屋化の意味を探ったが、大坂の流通圏の拡大が問屋の高額な仕入銀貸付を生じさせ、それを梶子に荷主（廻船業者）、問屋、仲買の個別的な関係が強まって仕切込・卸売が行われるが、それを遂行するには本来的な業務である荷受・市売による相場建が必要であった。

今後は本論で書くことができなかつた問屋の先物取引に関する研究を深めるとともに、大坂の広域流通圏を支えた廻船とその金融関係についても考察していきたいと考えている。

大坂川問屋に関する講演の機会を与えていただき、本稿成立に関して助力をいただいた、大阪府立中之島図書館の皆様感謝します。

註

- (1) 海保青陵「升小談」(蔵並省自編『海保青陵全集』、八千代出版、一九七六年)。
- (2) 安岡重明「江戸中期の大阪における取引組織」(『同志社商学』一六一三・五、一九六五年)。
- (3) 宮本又次『日本近世問屋制の研究』(刀江書院、一九七〇年)第二章。
- (4) 新修大阪市史編纂委員会編『新修大阪市史』第三卷(大阪市、一九八九年)。

- (5) 前掲宮本著書第二章第二節。
- (6) 榎本讓司「宝暦～天明期における商品流通と統制について―豊後佐伯藩による干鯛流通の統制を巡って―」(梅溪昇教授退官記念論文集刊行会編『日本近代の成立と展開』、思文閣出版、一九八四年)。
- (7) 野間光辰監修『校本難波丸綱目』(中尾松泉堂書店、一九七七年)。
- (8) 藩法研究会編『藩法集』七卷(創文社、一九六六年)。
- (9) 塩村耕編『古版大阪案内記集成 影印篇』(和泉書院、一九九九年)所収。
- (10) 前掲『古版大阪案内記集成 影印篇』所収。
- (11) この経緯については前掲『校本難波丸綱目』の解題(多治比郁夫・日野龍夫)を参考とした。
- (12) 前掲『古版大阪案内記集成 影印篇』所収。
- (13) 太田勝也「近世中期の大坂材木市場―取引規約と「問屋」の仲間議定の検討を中心に―」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五〇年度、一九七六年)。
- (14) 前掲『古版大阪案内記集成 影印篇』所収。
- (15) 前掲『古版大阪案内記集成 影印篇』所収。これには欠落部分があり委しいことはわからないが、目次に伊勢問屋の項目がある。
- (16) 伊勢問屋がどのような問屋か不明だが、十八世紀後半の大坂では伊勢御師宿とあって、伊勢の御師が各地の得意先に配布する土産物を調達する宿があり、これに類したものかもしれない。
- (17) 前掲『古版大阪案内記集成 影印篇』所収。
- (18) 前掲『古版大阪案内記集成 影印篇』所収。
- (19) 落合功「享保期における都市の変容と問屋仲間―大坂塩問屋仲間を中心として―」(藤野保先生還暦記念会編『近世日本の社会と流通』雄山閣出版、一九九三年)。
- (20) 大阪市参事会編・発行『大阪市史』第三卷(一九一一年)二五〇頁、触一三〇四。
- (21) 大阪商工会議所編・発行『大阪商業史資料』第十卷(一九六四年)

所収。また古くは船越政一郎編『浪速叢書』第九輯（浪速叢書刊行会、一九二九年）に翻刻されているが、これには筑後国問屋が重複（三頁下段一〇行目）筑前国問屋は筑後国問屋の間違い）するなど明らかな翻刻の間違いがある。

- (22) 中川すがね『大坂両替商の金融と社会』（清文堂出版、二〇〇三年）第六章。
- (23) 「有馬」などの項目はあり、また「西国」の項目に含まれている可能性はある。
- (24) 大阪市立中央図書館市史編集室編『大阪編年史』第一卷（大阪市立中央図書館、一九七一年）八一～八五頁「乍恐以書付奉申上候」。
- (25) 前掲宮本著書第二章第一節。
- (26) 前掲『大阪編年史』第一卷、七六～八一頁「乍恐御訴訟」。
- (27) 前掲『大阪編年史』第一卷、八一～八五頁「乍恐以書付奉申上候」。
- (28) 大阪市立中央図書館市史編集室編『大阪編年史』第一二卷（大阪市立中央図書館、一九七一年）一三〇～一三三頁「新問屋永久申合之覚」。
- (29) 黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』第二輯（大阪商科大学経済研究所、一九八四年）所収。
- (30) 作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』（未來社、一九六一年）第八章の三「近世大阪の経済発展と銀目手形生成の基盤」。
- (31) 前掲中川著書第八章「近世後期の大阪商人の経営と金融」の木綿問屋屋敷安兵衛の史料による。
- (32) 大阪市立中央図書館市史編集室編『大阪編年史』第二〇卷（大阪市立中央図書館、一九七五年）四六～五二頁「覚」。
- (33) 元禄十六年刊「立身大福帳」卷二（『江戸時代文芸資料』第二国書刊行会、一九一六年）。
- (34) 石井良助「問屋のこと（続）」（『時の法令』五七六、一九六六年）。
- (35) 大阪の例ではないが、京都の和糸絹問屋の経営において前貸利子が

大きなウエイトをしめていたことを論じた森岡美子「荷受問屋資本の生産地投下の諸形態―京都和糸問屋の場合―」（『史学雑誌』五九一、一九五〇年）論文が有名である。この場合も享保期には為替付の貸付が中心である。

- (36) 中村哲「幕末における在方木綿商人の性格―河内国志紀郡道明寺村山脇家の分析―」（『近世史研究』三―三、一九五七年）によると在方木綿中買山脇家と大坂木綿問屋深江屋治兵衛の取引では山脇家は深江屋に対して掛売が行い、商品の引き渡しより代金の支払いは相当遅れている。なお八月一七日と年末の二度決算が行われているようで、盆暮二季節季であることがわかるが、むしろ内金を適宜入れている形で節季時にも未払金が繰り越されている。こうしたことは安岡重明「商業的發展と農村構造構造―新大和河流域河内国丹北郡若林村について―」（宮本又次編『商業的農業の展開』、大阪大学経済学部社会経済研究室、一九五五年）の池田家の場合も同様である。
- (37) 大阪府立中之島図書館大和銀文庫大坂川魚問屋文書九の七「京橋市場古来書」より「乍恐御訴訟」。これ以降大和銀文庫と略。
- (38) 前掲『大阪編年史』第一卷、一一三～一一八頁「乍恐書付ヲ以奉申上候」。
- (39) 小松和生「近世大阪における製茶流通の変質過程」（宮本又次編『上方の研究』第一卷、一九七二年）。
- (40) 前掲中川著書第八章参照。
- (41) 大和銀文庫九の三三、嘉永七年三月「川魚問屋申合帳」。
- (42) 前掲『大阪商業史料集成』第二輯所収「商事監修諮問報告書」二一～二二頁。
- (43) 前掲作道著書第八章の三。
- (44) 明暦期に京都町触に「町中諸問屋并諸商売人中間売買之儀、自今以後ハ儘ニ手形を取商可仕」とあり、「売掛ケ買か、り之出入有之、公事訴訟」の防止にあった。桑原親通「問屋の研究」（『歴史と地理』五一―五）によると大坂でも寛文期に問屋の売掛に関する訴訟を除き売掛金

- の訴訟を受理しないという触が出ていとされている。
- (45) 前掲『大阪商業史料集成』第二輯所収「商事監修諮問報告書」二八頁。
- (46) 山田博利編・発行『漆商旧記』（一九七一年）。
- (47) 前掲太田論文。
- (48) 大和銀文庫九の六「仲間諸用留」より万延元年十月二日「乍恐口上」。
- (49) 大和銀文庫九の三三、嘉永七年三月「川魚問屋申合帳」。
- (50) 『町人身体柱立』（日本経済叢書刊行会編・発行『通俗経済文庫』巻一、一九一六年）。
- (51) 荒俣佐喜知編『大阪府茶業史』（大阪府茶業組合、一九七〇年）一一～一四頁。
- (52) 大阪市立中央図書館市史編集室編『大阪編年史』第九卷（大阪市立中央図書館、一九七〇年）三二七～三二八頁「覚」。
- (53) 前掲『大阪府茶業史』四五～四六頁。
- (54) 前掲『大阪編年史』第二〇巻、一一二～一二七頁「塩魚干魚鱈節商旧記」八。他に薪問屋も前掲『大阪編年史』第二〇巻、四六頁によると節季前の入銀には代金の割引を行っていた。
- (55) 前掲『大阪編年史』第二二巻、二二〇～二二三頁「薪問屋永久申合之覚」。
- (56) 前掲『大阪編年史』第九巻、一六九～一七〇頁「定」。
- (57) 前掲『大阪編年史』第一巻、三二〇～三二二頁「申堅之事」。
- (58) 前掲『大阪編年史』第一二巻、四二八～四二九頁「商法申合一札」。
- (59) 大阪市立中央図書館市史編集室編『大阪編年史』第三巻（大阪市立中央図書館、一九七二年）二八八～二八九頁「口上覚」。
- (60) 大阪市立中央図書館市史編集室編『大阪編年史』第二六巻（大阪市立中央図書館、一九七三年）一六七～一六九頁「四町申堅取為替證札ノ事」。
- (61) 前掲中川著書第四章。
- (62) これに関して、大坂の問屋にとって「客」とは第一義的には荷主であり、仲買は元来同一集団から分かれた場合もありそのような意識が薄かったことに注意したい。
- (63) 前掲『大阪商業史料集成』第二輯所収。
- (64) 前掲中川著書第八章参照。
- (65) 前掲宮本著書第二章第二節。
- (66) 大和銀文庫。これは幕末の川魚問屋備前屋梶原久右衛門の家文書であるが、一部に仲間文書を含んでいる。
- (67) 大和銀文庫九の六「仲間諸用留」より万延元年十二月十四日「乍恐口上」。
- (68) 大和銀文庫九の六「仲間諸用留」より安政六年十一月十三日「証拠物仕切覚」。
- (69) 大和銀文庫九の六「仲間諸用留」。
- (70) 大和銀文庫九の一、文久三年「通達（帳）」。
- (71) 黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』第一輯（大阪商科大学経済研究所、一九三四年）。
- (72) 大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第五卷（大阪商工会議所、一九七四年）。
- (73) 大和銀文庫九の六「仲間諸用留」の文政元年七月二十八日「乍恐口上」によれば、川魚問屋鮎屋彦兵衛は文化六～十四年の間京橋から東の漁師の川魚は居宅で買っていた。
- (74) 大和銀文庫九の六「仲間諸用留」より文政元年八月三日「乍恐口上」。
- (75) 大和銀文庫九の一、文久三年「通達（帳）」より文久三年十二月五日記事。
- (76) 大和銀文庫九の三四の五、安政六年五月「覚」。
- (77) 大和銀文庫九の三、寛保元年五月「問屋定」。
- (78) 大和銀文庫九の一、文久三年「通達（帳）」。
- (79) 大和銀文庫九の三三、嘉永七年三月「川魚問屋申合帳」。

- (80) 大和銀文庫九の三三、嘉永七年三月「川魚間屋申合帳」。
- (81) 大和銀文庫九の三四の九、文久二年六月「為取替規定一札」。
- (82) 大和銀文庫九の三四の四、安政五年七月「為取替一札之事」。こうして仕入銀の管理については「炭問屋永代記録帳」(『大阪編年史』第一五卷、三四一〜三四二頁)の文化八年六月の規約「覚」でも存在し、「八重仕入ニ相成候而者、組合甚面倒ニ御座候」とされている。
- (83) 大和銀文庫九の三三、嘉永七年三月「川魚間屋申合帳」。
- (84) 大和銀文庫九の三四の四七、明治二年十月二十七日「乍恐歎御覧」。
- (85) 渡辺久雄編『尼崎市史』第六卷(尼崎市役所、一九七七年)によれば、元治二年にいったん下売が禁止されたが、問屋の嘆願により慶応四年四月に入船七艘以下は市売、七艘以上は六割市売、残りを下売とした。
- (86) 大和銀文庫九の三四の三、安政五年七月「為取替一札之事」。
- (87) 大和銀文庫九の六「仲間諸用留」より万延元年十月二日「乍恐口上」。
- (88) 仲間再興後の嘉永七年三月に結ばれた川魚仲買の組織である「川魚商人中深切講」(大和銀文庫九の三四の一六「川魚商人中深切講」)では、講員五四人の居所は大坂市中に散在し、そのほとんどは川魚料理屋や鰻専門店、寿司屋である。

